

容器包装廃棄物に係る 分別収集計画

令和元年 5 月

西天北五町衛生施設組合

(天塩町・豊富町・遠別町・中川町・幌延町)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	9
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	10
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	11
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	17
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	18
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	19
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	22

西天北五町衛生施設組合の分別収集計画

1 計画策定の意義

ごみ問題は地球規模の環境問題を引き起こす大きな要因となっており、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直すことが求められている。

このような状況にあつて、廃棄物は単に処理・処分する時代から適正な廃棄物管理によって排出を抑制し、リサイクルを中心とした社会へ移行していくことが望まれており、廃棄物循環型社会の実現に向けて、まず身近な生活習慣や決まりから改める行動が求められている。

西天北五町衛生施設組合（天塩町、豊富町、遠別町、中川町、幌延町）では年間約 4,600 t のごみが排出されており、収集ごみには資源として回収されるべきものが大量に含まれている状態である。したがって、容器包装廃棄物に対してリサイクル化を進めるために積極的な分別収集に取り組む必要がある。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）」第 8 条に基づく分別収集計画は、一般廃棄物のうち多くを占める容器包装廃棄物を適正かつ効率的に分別収集し、ごみ処理・処分の軽減化及びリサイクル社会の形成を図ることを目的として策定したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物のリサイクルを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、次のとおりである。

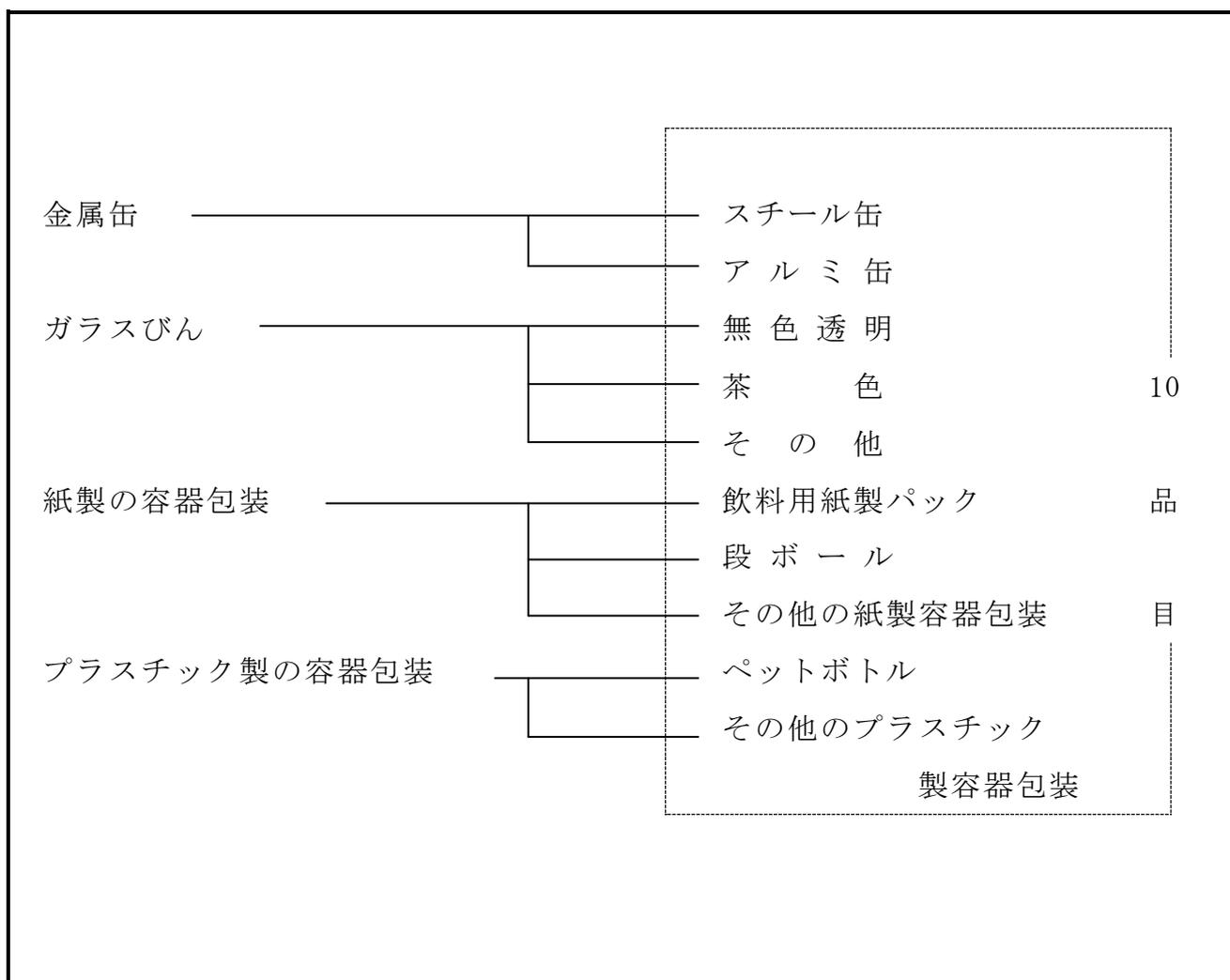
- (1) 住民の理解と協力に基づいた計画であること
- (2) 地域の環境を大切に保全する計画であること
- (3) 循環型社会を構築するための計画であること
- (4) 容器包装廃棄物の発生抑制、リサイクルを基本とした地域社会であること。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

分別収集の品目は、金属缶（スチール缶、アルミ缶）、ガラスびん（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製パック、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象として行う。



図－1 容器包装リサイクル法に係る分別収集の対象品目

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

計画期間5年間の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは表-1のとおりである。

表-1 (1) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (組合圏域)

単位：t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	26.7	26.2	25.7	25.2	24.7
アルミ製容器	40.7	39.9	39.2	38.4	37.8
無色のガラス製容器	62.0	60.9	59.8	58.6	57.7
茶色のガラス製容器	71.2	69.9	68.7	67.4	66.3
その他色ガラス製容器	24.1	23.6	23.1	22.8	22.3
飲料用紙製容器包装	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3
段ボール	282.7	277.6	272.6	267.7	262.7
その他紙製容器包装	68.2	67.0	65.6	64.5	63.3
ペットボトル	64.7	63.5	62.3	61.2	60.1
その他プラスチック容器包装	82.2	80.5	79.2	77.7	76.3
うち、白色トレイ	7.5	7.2	7.1	7.1	6.9
容器包装廃棄物 合計	726.0	712.6	699.7	686.9	674.5

表－１（２）各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（天塩町）

単位：t／年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	6.0	5.9	5.8	5.6	5.5
アルミ製容器	9.2	9.0	8.8	8.6	8.4
無色のガラス製容器	14.0	13.7	13.4	13.1	12.9
茶色のガラス製容器	16.1	15.7	15.4	15.1	14.8
その他色ガラス製容器	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0
飲料用紙製容器包装	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
段ボール	63.8	62.4	61.1	59.9	58.6
その他紙製容器包装	15.4	15.1	14.7	14.4	14.1
ペットボトル	14.6	14.3	14.0	13.7	13.4
その他プラスチック容器包装	18.6	18.1	17.8	17.4	17.0
うち、白色トレイ	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5
容器包装廃棄物 合計	163.9	160.3	157.0	153.6	150.4

表-1 (3) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (豊富町)

単位: t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	7.8	7.7	7.5	7.4	7.3
アルミ製容器	11.9	11.7	11.5	11.3	11.2
無色のガラス製容器	18.1	17.8	17.6	17.3	17.0
茶色のガラス製容器	20.8	20.5	20.2	19.9	19.6
その他色ガラス製容器	7.0	6.9	6.8	6.7	6.6
飲料用紙製容器包装	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
段ボール	82.6	81.3	80.1	78.9	77.6
その他紙製容器包装	19.9	19.6	19.3	19.0	18.7
ペットボトル	18.9	18.6	18.3	18.0	17.8
その他プラスチック容器包装	24.0	23.6	23.3	22.9	22.5
うち、白色トレイ	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0
容器包装廃棄物 合計	212.0	208.7	205.6	202.4	199.3

表-1 (4) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (遠別町)

単位: t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9
アルミ製容器	8.1	7.9	7.8	7.6	7.5
無色のガラス製容器	12.3	12.1	11.8	11.6	11.4
茶色のガラス製容器	14.1	13.9	13.6	13.3	13.1
その他色ガラス製容器	4.8	4.7	4.6	4.5	4.4
飲料用紙製容器包装	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
段ボール	56.0	55.0	54.0	53.0	52.0
その他紙製容器包装	13.5	13.3	13.0	12.8	12.5
ペットボトル	12.8	12.6	12.3	12.1	11.9
その他プラスチック容器包装	16.3	15.9	15.7	15.4	15.1
うち、白色トレイ	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4
容器包装廃棄物 合 計	143.9	141.3	138.6	136.0	133.4

表-1 (5) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (中川町)

単位：t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7
アルミ製容器	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1
無色のガラス製容器	6.9	6.7	6.6	6.4	6.3
茶色のガラス製容器	7.9	7.7	7.6	7.4	7.2
その他色ガラス製容器	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4
飲料用紙製容器包装	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
段ボール	31.4	30.7	30.0	29.3	28.6
その他紙製容器包装	7.6	7.4	7.2	7.1	6.9
ペットボトル	7.2	7.0	6.9	6.7	6.5
その他プラスチック容器包装	9.1	8.9	8.7	8.5	8.4
うち、白色トレイ	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
容器包装廃棄物 合計	80.7	78.7	77.0	75.3	73.5

表-1 (6) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (幌延町)

単位: t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	4.6	4.5	4.5	4.4	4.3
アルミ製容器	7.0	6.9	6.8	6.7	6.6
無色のガラス製容器	10.7	10.6	10.4	10.2	10.1
茶色のガラス製容器	12.3	12.1	11.9	11.7	11.6
その他色ガラス製容器	4.2	4.1	4.0	4.0	3.9
飲料用紙製容器包装	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
段ボール	48.9	48.2	47.4	46.6	45.9
その他紙製容器包装	11.8	11.6	11.4	11.2	11.1
ペットボトル	11.2	11.0	10.8	10.7	10.5
その他プラスチック容器包装	14.2	14.0	13.7	13.5	13.3
うち、白色トレイ	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
容器包装廃棄物 合 計	125.5	123.6	121.5	119.6	117.9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を掲げる。

実施にあたっては、住民及び事業者等の協力、連携のもと積極的な推進を図るものとする。

(1) 啓発活動の実施

広報、パンフレット等による住民への啓発、学校での教育、町内会、婦人会、子ども会への働きかけ、フリーマーケットの開催などによって“ごみ及び容器包装廃棄物”に対する意識の高揚を図る。

ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方について徹底した啓発活動に努める。

(2) 集団回収の推進

空き缶、空きびん、古紙などの集団回収を推進することによって排出抑制効果を図る。

(3) 過剰包装の抑制

簡易包装協力店の指定制度など、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する制度の導入を検討する。

(4) 買い物袋持参の促進

買い物袋持参の啓発・指導を行い、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を図る。

(5) リサイクルに有利な製品の活用

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

容器包装リサイクル法に基づいて容器包装廃棄物を分別収集する場合は、アルミ製容器包装、スチール製容器包装、ガラスびん（無色、茶、その他）、飲料用紙製容器、ペットボトルの7種及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装、段ボール製容器包装及びその他の紙製容器包装の3種を加えて10種類の分別が示されているが、本組合では10種類すべて分別収集する。

これらのうち、本組合では分別品目、実施時期について機材や人員等の収集体制、選別や処理あるいは保管するための施設の整備状況、住民の分別に対する協力度などを勘案し表-2のとおりとする。

表-2 分別収集（容器包装廃棄物）の種類と区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙飲料パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ・発泡スチロール
	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

分別収集の実施区域は概ね町全域を対象とする。各品目ごとの回収見込み量は表-3のとおりである。

表-3 (1) 分別基準適合物の見込み (組合圏域)

単位：t / 年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	22.3		22.3		22.1		21.9		21.8	
アルミ製容器	34.2		33.9		33.8		33.5		33.2	
無色のガラス製容器	(合計) 52.1		(合計) 51.8		(合計) 51.4		(合計) 51.1		(合計) 50.7	
	(引渡)量 52.1	(独自処理)量	(引渡)量 51.8	(独自処理)量	(引渡)量 51.4	(独自処理)量	(引渡)量 51.1	(独自処理)量	(引渡)量 50.7	(独自処理)量
茶色のガラス製容器	(合計) 60.0		(合計) 59.5		(合計) 59.1		(合計) 58.6		(合計) 58.2	
	(引渡)量 60.0	(独自処理)量	(引渡)量 59.5	(独自処理)量	(引渡)量 59.1	(独自処理)量	(引渡)量 58.6	(独自処理)量	(引渡)量 58.2	(独自処理)量
その他色ガラス製容器	(合計) 20.2		(合計) 20.1		(合計) 20.0		(合計) 19.7		(合計) 19.6	
	(引渡)量 20.2	(独自処理)量	(引渡)量 20.1	(独自処理)量	(引渡)量 20.0	(独自処理)量	(引渡)量 19.7	(独自処理)量	(引渡)量 19.6	(独自処理)量
飲料用紙製容器包装	3.0		3.0		2.9		2.8		2.8	
段ボール	237.6		235.9		234.5		232.9		231.3	
その他紙製容器包装	(合計) 57.2		(合計) 57.0		(合計) 56.5		(合計) 56.1		(合計) 55.7	
	(引渡)量 57.2	(独自処理)量	(引渡)量 57.0	(独自処理)量	(引渡)量 56.5	(独自処理)量	(引渡)量 56.1	(独自処理)量	(引渡)量 55.7	(独自処理)量
ペットボトル	(合計) 54.4		(合計) 54.0		(合計) 53.6		(合計) 53.2		(合計) 52.9	
	(引渡)量 54.4	(独自処理)量	(引渡)量 54.0	(独自処理)量	(引渡)量 53.6	(独自処理)量	(引渡)量 53.2	(独自処理)量	(引渡)量 52.9	(独自処理)量
その他プラスチック容器包装	(合計) 69.0		(合計) 68.6		(合計) 68.2		(合計) 67.7		(合計) 67.3	
	(引渡)量 62.8	(独自処理)量 6.2	(引渡)量 62.4	(独自処理)量 6.2	(引渡)量 62.0	(独自処理)量 6.2	(引渡)量 61.5	(独自処理)量 6.2	(引渡)量 61.1	(独自処理)量 6.2
うち、白色トレイ	(合計) 6.2									
	(引渡)量 6.2	(独自処理)量								

表－３（２） 分別基準適合物の見込み（天塩町）

単位：t／年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	5.0		5.0		5.0		4.9		4.9	
アルミ製容器	7.7		7.6		7.6		7.5		7.4	
無色のガラス製容器	(合計) 11.8		(合計) 11.6		(合計) 11.5		(合計) 11.4		(合計) 11.3	
	(引渡)量 11.8	(独自処理)量	(引渡)量 11.6	(独自処理)量	(引渡)量 11.5	(独自処理)量	(引渡)量 11.4	(独自処理)量	(引渡)量 11.3	(独自処理)量
茶色のガラス製容器	(合計) 13.5		(合計) 13.4		(合計) 13.2		(合計) 13.1		(合計) 13.0	
	(引渡)量 13.5	(独自処理)量	(引渡)量 13.4	(独自処理)量	(引渡)量 13.2	(独自処理)量	(引渡)量 13.1	(独自処理)量	(引渡)量 13.0	(独自処理)量
その他色ガラス製容器	(合計) 4.6		(合計) 4.5		(合計) 4.5		(合計) 4.4		(合計) 4.4	
	(引渡)量 4.6	(独自処理)量	(引渡)量 4.5	(独自処理)量	(引渡)量 4.5	(独自処理)量	(引渡)量 4.4	(独自処理)量	(引渡)量 4.4	(独自処理)量
飲料用紙製容器包装	0.7		0.7		0.6		0.6		0.6	
段ボール	53.6		53.1		52.6		52.1		51.6	
その他紙製容器包装	(合計) 12.9		(合計) 12.8		(合計) 12.7		(合計) 12.6		(合計) 12.4	
	(引渡)量 12.9	(独自処理)量	(引渡)量 12.8	(独自処理)量	(引渡)量 12.7	(独自処理)量	(引渡)量 12.6	(独自処理)量	(引渡)量 12.4	(独自処理)量
ペットボトル	(合計) 12.3		(合計) 12.1		(合計) 12.0		(合計) 11.9		(合計) 11.8	
	(引渡)量 12.3	(独自処理)量	(引渡)量 12.1	(独自処理)量	(引渡)量 12.0	(独自処理)量	(引渡)量 11.9	(独自処理)量	(引渡)量 11.8	(独自処理)量
その他プラスチック容器包装	(合計) 15.6		(合計) 15.4		(合計) 15.3		(合計) 15.2		(合計) 15.0	
	(引渡)量 14.2	(独自処理)量 1.4	(引渡)量 14.0	(独自処理)量 1.4	(引渡)量 13.9	(独自処理)量 1.4	(引渡)量 13.8	(独自処理)量 1.4	(引渡)量 13.6	(独自処理)量 1.4
うち、白色トレイ	(合計) 1.4									
	(引渡)量 1.4	(独自処理)量								

表－３（３） 分別基準適合物の見込み（豊富町）

単位：t／年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	6.5		6.5		6.5		6.5		6.4	
アルミ製容器	10.0		9.9		9.9		9.9		9.8	
無色のガラス製容器	(合計) 15.2		(合計) 15.2		(合計) 15.1		(合計) 15.1		(合計) 15.0	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	15.2		15.2		15.1		15.1		15.0	
茶色のガラス製容器	(合計) 17.5		(合計) 17.4		(合計) 17.4		(合計) 17.3		(合計) 17.2	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	17.5		17.4		17.4		17.3		17.2	
その他色ガラス製容器	(合計) 5.9		(合計) 5.9		(合計) 5.9		(合計) 5.8		(合計) 5.8	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	5.9		5.9		5.9		5.8		5.8	
飲料用紙製容器包装	0.9		0.9		0.9		0.8		0.8	
段ボール	69.4		69.1		68.9		68.6		68.3	
その他紙製容器包装	(合計) 16.7		(合計) 16.7		(合計) 16.6		(合計) 16.5		(合計) 16.5	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	16.7		16.7		16.6		16.5		16.5	
ペットボトル	(合計) 15.9		(合計) 15.8		(合計) 15.8		(合計) 15.7		(合計) 15.6	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	15.9		15.8		15.8		15.7		15.6	
その他プラスチック容器包装	(合計) 20.1		(合計) 20.1		(合計) 20.0		(合計) 19.9		(合計) 19.9	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	18.3	1.8	18.3	1.8	18.2	1.8	18.1	1.8	18.1	1.8
うち、白色ト レイ	(合計) 1.8									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	1.8		1.8		1.8		1.8		1.8	

表－３（４） 分別基準適合物の見込み（遠別町）

単位：t／年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	4.4		4.4		4.4		4.3		4.3	
アルミ製容器	6.8		6.7		6.7		6.6		6.6	
無色のガラス製容器	(合計) 10.3		(合計) 10.3		(合計) 10.2		(合計) 10.1		(合計) 10.0	
	(引渡)量 10.3	(独自処理)量	(引渡)量 10.3	(独自処理)量	(引渡)量 10.2	(独自処理)量	(引渡)量 10.1	(独自処理)量	(引渡)量 10.0	(独自処理)量
茶色のガラス製容器	(合計) 11.9		(合計) 11.8		(合計) 11.7		(合計) 11.6		(合計) 11.5	
	(引渡)量 11.9	(独自処理)量	(引渡)量 11.8	(独自処理)量	(引渡)量 11.7	(独自処理)量	(引渡)量 11.6	(独自処理)量	(引渡)量 11.5	(独自処理)量
その他色ガラス製容器	(合計) 4.0		(合計) 4.0		(合計) 3.9		(合計) 3.9		(合計) 3.9	
	(引渡)量 4.0	(独自処理)量	(引渡)量 4.0	(独自処理)量	(引渡)量 3.9	(独自処理)量	(引渡)量 3.9	(独自処理)量	(引渡)量 3.9	(独自処理)量
飲料用紙製容器包装	0.6		0.6		0.6		0.6		0.6	
段ボール	47.1		46.7		46.4		46.1		45.8	
その他紙製容器包装	(合計) 11.3		(合計) 11.3		(合計) 11.2		(合計) 11.1		(合計) 11.0	
	(引渡)量 11.3	(独自処理)量	(引渡)量 11.3	(独自処理)量	(引渡)量 11.2	(独自処理)量	(引渡)量 11.1	(独自処理)量	(引渡)量 11.0	(独自処理)量
ペットボトル	(合計) 10.8		(合計) 10.7		(合計) 10.6		(合計) 10.5		(合計) 10.5	
	(引渡)量 10.8	(独自処理)量	(引渡)量 10.7	(独自処理)量	(引渡)量 10.6	(独自処理)量	(引渡)量 10.5	(独自処理)量	(引渡)量 10.5	(独自処理)量
その他プラスチック容器包装	(合計) 13.6		(合計) 13.6		(合計) 13.5		(合計) 13.4		(合計) 13.3	
	(引渡)量 12.4	(独自処理)量 1.2	(引渡)量 12.4	(独自処理)量 1.2	(引渡)量 12.3	(独自処理)量 1.2	(引渡)量 12.2	(独自処理)量 1.2	(引渡)量 12.1	(独自処理)量 1.2
うち、白色トレイ	(合計) 1.2									
	(引渡)量 1.2	(独自処理)量								

表－３（５） 分別基準適合物の見込み（中川町）

単位：t／年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	2.5		2.5		2.4		2.4		2.4	
アルミ製容器	3.8		3.8		3.7		3.7		3.6	
無色のガラス製容器	(合計) 5.8		(合計) 5.7		(合計) 5.7		(合計) 5.6		(合計) 5.5	
	(引渡)量 5.8	(独自処理)量	(引渡)量 5.7	(独自処理)量	(引渡)量 5.7	(独自処理)量	(引渡)量 5.6	(独自処理)量	(引渡)量 5.5	(独自処理)量
茶色のガラス製容器	(合計) 6.7		(合計) 6.6		(合計) 6.5		(合計) 6.4		(合計) 6.3	
	(引渡)量 6.7	(独自処理)量	(引渡)量 6.6	(独自処理)量	(引渡)量 6.5	(独自処理)量	(引渡)量 6.4	(独自処理)量	(引渡)量 6.3	(独自処理)量
その他色ガラス製容器	(合計) 2.2		(合計) 2.2		(合計) 2.2		(合計) 2.2		(合計) 2.1	
	(引渡)量 2.2	(独自処理)量	(引渡)量 2.2	(独自処理)量	(引渡)量 2.2	(独自処理)量	(引渡)量 2.2	(独自処理)量	(引渡)量 2.1	(独自処理)量
飲料用紙製容器包装	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
段ボール	26.4		26.1		25.8		25.5		25.2	
その他紙製容器包装	(合計) 6.4		(合計) 6.3		(合計) 6.2		(合計) 6.1		(合計) 6.1	
	(引渡)量 6.4	(独自処理)量	(引渡)量 6.3	(独自処理)量	(引渡)量 6.2	(独自処理)量	(引渡)量 6.1	(独自処理)量	(引渡)量 6.1	(独自処理)量
ペットボトル	(合計) 6.0		(合計) 6.0		(合計) 5.9		(合計) 5.8		(合計) 5.8	
	(引渡)量 6.0	(独自処理)量	(引渡)量 6.0	(独自処理)量	(引渡)量 5.9	(独自処理)量	(引渡)量 5.8	(独自処理)量	(引渡)量 5.8	(独自処理)量
その他プラスチック容器包装	(合計) 7.7		(合計) 7.6		(合計) 7.5		(合計) 7.4		(合計) 7.3	
	(引渡)量 7.0	(独自処理)量 0.7	(引渡)量 6.9	(独自処理)量 0.7	(引渡)量 6.8	(独自処理)量 0.7	(引渡)量 6.7	(独自処理)量 0.7	(引渡)量 6.6	(独自処理)量 0.7
うち、白色トレイ	(合計) 0.7									
	(引渡)量 0.7	(独自処理)量								

表－３（６） 分別基準適合物の見込み（幌延町）

単位：t／年

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製容器	3.9		3.9		3.8		3.8		3.8	
アルミ製容器	5.9		5.9		5.9		5.8		5.8	
無色のガラス製容器	(合計) 9.0		(合計) 9.0		(合計) 8.9		(合計) 8.9		(合計) 8.9	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	9.0		9.0		8.9		8.9		8.9	
茶色のガラス製容器	(合計) 10.4		(合計) 10.3		(合計) 10.3		(合計) 10.2		(合計) 10.2	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	10.4		10.3		10.3		10.2		10.2	
その他色ガラス製容器	(合計) 3.5		(合計) 3.5		(合計) 3.5		(合計) 3.4		(合計) 3.4	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	3.5		3.5		3.5		3.4		3.4	
飲料用紙製容器包装	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
段ボール	41.4		40.9		40.8		40.6		40.4	
その他紙製容器包装	(合計) 9.9		(合計) 9.9		(合計) 9.8		(合計) 9.8		(合計) 9.7	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	9.9		9.9		9.8		9.8		9.7	
ペットボトル	(合計) 9.4		(合計) 9.4		(合計) 9.3		(合計) 9.3		(合計) 9.2	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	9.4		9.4		9.3		9.3		9.2	
その他プラスチック容器包装	(合計) 12.0		(合計) 11.9		(合計) 11.9		(合計) 11.8		(合計) 11.8	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	10.9	1.1	10.8	1.1	10.8	1.1	10.7	1.1	10.7	1.1
うち、白色トレイ	(合計) 1.1									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	1.1		1.1		1.1		1.1		1.1	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の排出原単位（1人1日当たりの排出量）

$$= \text{直近年度の1人1日当たりの収集実績量} / \text{見込み収集率}$$

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の排出原単位} \times \text{各年度の予想人口} \times 365 \text{日} \times \text{予想収集率}$$

なお、予想人口は、過去10年間の人口の推移から算出した。

【過去10年間の人口推移】

単位：人

年度	天塩町	豊富町	遠別町	中川町	幌延町	合計
平成21年度	3,650	4,533	3,146	1,844	2,619	15,792
平成22年度	3,637	4,415	3,067	1,835	2,638	15,592
平成23年度	3,529	4,359	3,053	1,790	2,642	15,373
平成24年度	3,450	4,264	3,008	1,758	2,578	15,058
平成25年度	3,402	4,191	2,928	1,710	2,525	14,756
平成26年度	3,270	4,140	2,865	1,686	2,466	14,427
平成27年度	3,240	4,074	2,811	1,628	2,392	14,145
平成28年度	3,192	4,010	2,768	1,585	2,411	13,966
平成29年度	3,111	3,977	2,702	1,539	2,357	13,686
平成30年度	3,047	3,942	2,671	1,500	2,302	13,462

【人口予想値】

単位：人

年度	天塩町	豊富町	遠別町	中川町	幌延町	合計
令和2年度	2,922	3,785	2,567	1,441	2,243	12,958
令和3年度	2,861	3,727	2,520	1,407	2,207	12,722
令和4年度	2,802	3,670	2,473	1,374	2,172	12,491
令和5年度	2,744	3,614	2,428	1,342	2,137	12,265
令和6年度	2,687	3,558	2,383	1,310	2,103	12,041

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別の区分ごとの分別の実施者等は、表-4のとおりである。

表-4 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶類	・分別収集（委託）	一部事務組合
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん類	・分別収集（委託）	一部事務組合
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用パック	紙飲料パック	・分別収集（委託）	一部事務組合
	段ボール	段ボール	・分別収集（委託）	一部事務組合
	その他紙製容器包装	紙類	・分別収集（委託）	一部事務組合
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・分別収集（委託）	一部事務組合
	トレイ	白色トレイ・発泡スチロール	・分別収集（委託）	一部事務組合
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック類	・分別収集（委託）	一部事務組合

注) 一部事務組合とは、西天北五町衛生施設組合である。

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

空き缶（スチール缶、アルミ缶）、ガラスびん、ペットボトル、飲料用の紙パック及び段ボール、その他紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装について分別収集を行い、有価物あるいは分別基準適合物として一時保管し、業者あるいは指定法人へ引き渡す。

平成 1 4 年 1 2 月より、組合施設としてリサイクルプラザ及びストックヤードを稼働しており、当該施設において選別、保管を行う。

表－5（1） 分別収集の用に供する施設計画

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排 出	集積場所	ゴミステーション
収集・運搬	収集車両	共通車両利用 専用車両準備
選別・保管	リサイクルプラザ ストックヤード	資源ごみ：選別・圧縮・梱包 保管場所面積：計700m ² 程度

表－5（2） 分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物を種類	収集に係わる分別の区分	収集容器	収 集 車	保 管 場 所
スチール製容器	缶 類	指定ごみ袋	4t 平ボディ車	リサイクルプラザ
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん類	指定ごみ袋	4t 平ボディ車	ストックヤード
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ	4t 平ボディ車	
段 ボ ー ル	段ボール	紐かけ		
その他紙製容器包装	紙製容器包装	指定ごみ袋		
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	指定ごみ袋	4t 平ボディ車	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	指定ごみ袋	4t 平ボディ車	
	プラスチック製容器包装	指定ごみ袋	4t 平ボディ車	

表－6 分別収集に必要な施設計画

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理主 体等	参 考 欄 （現有施 設状況）
<p>【排出段階】</p> <p>1. 排出容器</p> <p>1-1. 指定 ごみ袋</p>	<p>a. 缶類（アルミ缶、 スチール缶一括）</p> <p>b. びん類（無色 茶色、その他 一括）</p> <p>c. ペットボトル</p> <p>d. プラスチック類</p> <p>e. 白色トレイ ・発泡スチロール</p> <p>f. 紙 類</p> <p>g. 段ボール</p> <p>h. 紙飲料パック</p>	<p>材質：高密度ポリエチレン製 容量：40リットル・20リットル</p> <p>材質：高密度ポリエチレン製 容量：40リットル・20リットル</p> <p>材質：高密度ポリエチレン製 容量：40リットル・20リットル</p> <p>材質：高密度ポリエチレン製 容量：40リットル・20リットル</p> <p>縛 る</p>	<p>住民 事業者</p>	<p>平成11年 4月から、 分別収集 開始して いる</p>
<p>2. 集積場所</p>	<p>a～h</p>	<p>ゴミステーション （10～15戸に1つ） 町内会・事務所に設置</p>		

表－7 分別収集に必要な施設計画

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理 主体 等	参 考 欄 （現有施 設状況）
【運搬段階】 1. 専用車両	a. 缶類 b. びん類 c. ペットボトル d. プラスチック類 e. 白色トレイ・ 発泡スチロール f. 紙類 g. 段ボール h. 紙	型 式：平ボディ車 積 載 量：4t 数 量：4台	収集 委託 事業 者	平成14年 12月開始 にあわせ て整備
【中間処理段階】 1. ストックヤ ード	a. 缶類 b. びん類 c. ペットボトル d. プラスチック類 e. 白色トレイ・ 発泡スチロール f. 紙類 g. 段ボール h. 紙	形式：上屋付ストックヤード 保管面積：計700m ² 程度 ・無色ガラス 35m ² 程度 ・茶色ガラス 35m ² 程度 ・その他ガラス 35m ² 程度 ・紙類（その他紙） 90m ² 程度 ・ペットボトル 120m ² 程度 ・プラスチック類 90m ² 程度 ・白色トレイ 35m ² 程度 ・スチール缶 60m ² 程度 ・アルミ缶 40m ² 程度 ・段ボール 30m ² 程度 ・紙パック 30m ² 程度 ・生ビン・雑誌類・金属類 100m ² 程度	組合	平成14年 12月開始
2. 圧縮設備	a. 缶類	能力：290kg／5h（スチール） 120kg／5h（アルミ） 型式：油圧ニ方締式 数量：1基	組合	平成14年 12月稼働 開始
3. 選別・破碎 設備	b. びん類	能力：550kg／5h 型式：手選別コンベヤ カレット用破碎機 数量：1基	組合	平成14年 12月稼働 開始
4. 圧縮梱包機	c. ペットボトル	能力：30～150kg／5h 型式：一方方向縦押し式 数量：1基 主要機器：油圧ポンプ等	組合	平成14年 12月稼働 開始
5. 圧縮梱包機	d. プラスチック類	能力：14300kg／5h 型式：油圧圧縮＋ フィルム梱包式 数量：1基	組合	平成14年 12月稼働 開始
6. 減容機	e. 白色トレイ・ 発泡スチロール	能力：30kg／5h 型式：加熱熔融式 能力：1基	組合	平成14年 12月稼働 開始
7. 圧縮梱包機	f. 紙類 g. 段ボール h. 紙	能力：370kg／5h 型式：油圧圧縮式 数量：1基	組合	平成14年 12月稼働 開始

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画を実効あるものとするため、次に掲げる事項について取り組むこととする。

- (1) 住民の積極的な協力が得られるよう広報、パンフレット、町内会への説明会などによって働きかける。
- (2) 容器包装廃棄物の分別排出が促進されるよう種類ごとに入るものを文字・イラストで明記した指定ごみ袋を作製し配布する。
- (3) ごみの排出抑制のための、ごみ処理の有料化を実施する。

手数料金は、資源ごみ 16 円/40ℓ、一般ごみ 86 円/40ℓ とし、資源ごみの分別排出を促進する。